

亀岡市障害者施策推進協議会 議事要旨録

日時 : 平成 28 年 8 月 9 日 (火) 午前 10 時 00 分～11 時 40 分

場所 : 亀岡市役所 市民ホール

出席者 : 委員

11 名

敬称略 : 峰島、寺田、木崎、酒井、法貴、荒樋、中村、松井、加藤、石野、田中

※欠席者 : 沼津、上西

亀岡市 (健康福祉部)

7 名

計 18 名

- 資料
- ・ 亀岡市障害者施策推進協議会次第
 - ・ 資料 1 亀岡市障害者施策推進協議会委員名簿
 - ・ 資料 2 亀岡市障害者施策推進協議会条例
 - ・ 資料 3 障害者基本法 (抜粋)
 - ・ 資料 4 身体障害者手帳交付状況
 - ・ 資料 5 第 4 期亀岡市障害福祉計画
 - ・ 資料 6 次期亀岡市障害福祉計画の策定について
 - ・ 第 5 期亀岡市障害福祉計画 (仮) 策定日程案
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 (概要)

1. 開会

●事務局

定刻になりましたので、ただいまから亀岡市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。

まず、開催に先立ちまして、先日神奈川県相模原市で起きた障害者施設における殺傷事件に関しまして、被害にあわれた方や関係者の方々に対しましてお悔やみを申し上げますとともに、黙とうを捧げたいと思いますので皆様ご起立願います。

黙とう。(1分間)

ありがとうございました。お直りください。

ご遺族の皆様におかれましてはお悔やみを申し上げますとともに、負傷された皆様におかれましては1日も早く回復されることを願っております。

さて、皆様におかれましては、本日大変お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。

私、本日の進行を担当いたします事務局長の岸田でございます。よろしくお願い致します。

亀岡市障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、「障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事項を調査・審議するため」、亀岡市障害者施策推進協議会条例に基づき設置されています。

本日は、亀岡市の障害者施策の現状について報告させていただくとともに今後の障害者施策について、委員会でのご協議を賜りたいと存じます。

2. 委嘱状の交付

●事務局

まず最初に、本年度に障害者施策推進協議会の委員改選がございました。

任期は、平成28年8月1日から平成30年7月31日まででございます。

ただいまから、皆様に辞令を交付致します。

本来であれば、市長の桂川より交付するところでございますが、生憎、他の用務と重複致しまして、出席しておりません。

つきましては、代理である石野副市長から交付させていただきたいと思っております。

石野副市長よろしく申し上げます。

なお、石野副市長は事前に桂川市長より辞令の交付を受けておりますため、12名分の交付となりますことをお知らせします。

— 辞令交付 —

ありがとうございました。

3. 挨拶

●事務局

次に、開会に当たりまして、桂川市長の代理といたしまして、石野副市長からご挨拶申し上げます。

●委員

皆様おはようございます。副市長の石野でございます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

先ほど司会の方からありました通り、当協議会は障害者基本法に基づいて、亀岡市の障害者施策のあり方についての審議をお願いするものとなっております。

前委員の方々が去る7月末で任期満了致しまして、先ほど委嘱状を交付させていただきました新規の委員の方々が今回からスタートということになります。どうぞよろしくお願い致します。

亀岡市の障害者施策は、2つの計画に沿って実施を致しております。

一つ目は、障害者基本法に基づいて障害者施策の理念あるいは基本的な方針を掲げております亀岡市障害者基本計画でございます。この計画は現在3期目の計画となっております。計画期間は27年度から32年度までの6年間となっております。

もう一つの亀岡市障害福祉計画については、先ほどの基本計画の下位計画という位置づけとなっております。こちらの計画は、障害者総合支援法に基づきまして、障害福祉サービスの必要量を見込みまして、その必要量を充足していくためには具体的には何をしていくのかということ掲げる計画となっております。この障害福祉計画は現在4期目となっており、計画期間は27年度から29年度までの3年間ということになっております。今期の委員の皆様には、こちらの計画の次期第5期の障害福祉計画の策定をお世話になるということでございます。その出発点が今回でございます。本日は現在の第4期の進捗状況につきまして報告をさせていただきます。その後、次期計画の策定について市の方針を説明し、皆様にご審議いただければと思っております。限られた時間ではございますが、皆様の忌憚ないご意見を賜るようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い致します。

4. 自己紹介

●事務局

続きまして、今期初めての協議会となりますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。紹介のありました方は、簡単な自己紹介をお願いします。

— 各委員自己紹介 —

続きまして、本日出席の事務局員を紹介します。

— 事務局員紹介 —

●事務局

本日の出席ですが、委員13名中11名の出席をいただいておりますので、施策推進協議会条例第5条2項の規定により、本会が成立していることをご報告申し上げます。

5. 会長及び職務代理者の選出

●事務局

本会の議事につきましては、条例の規定により、会長が議長を務めることとなっております。今回、委員全員の改選がございましたので、新たに会長を選出することとなります。

条例におきましては、「会務を総理し、協議会を代表する者」として会長を選出することが定められており、その選出は「委員の互選により選出する」とされております。

なお、ご参考として前回の会長及びその決定方法をご紹介します。

前回におきましては、社会福祉協議会より選出の矢田委員が会長を務められました。その選任については、「これまで5期10年以上に亘り社会福祉協議会からの推薦委員が歴任されており、会長職が相応しい」と多数のご意見、ご推薦により選出されました。

それでは、会長の選出方法や自推・ご推薦がございましたら、事務局へご提案いただきたいと思います。

●委員

今までの会の運営においても社会福祉協議会様には、大変お世話になっております。

また今回も社会福祉協議会から中村委員様に出席いただいておりますし、福祉のことについては、長きにわたり中心になっていただいておりますので、中村委員様に中心になってとりまとめいただきますようお願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。

ただいま中村委員様にと推薦がございましたが、他にないようであれば中村様が会長ということでしょうか。ご承認いただけるようであれば拍手で承認いただきますようお願い致します。

— 拍手多数 —

それでは中村会長よろしくお願い致します。

就任にあたりまして、中村会長ご挨拶をよろしく申し上げます。

●会長

失礼致します。ただいま会長に選任いただきました中村でございます。現在、障害者総合支援法の改正、障害者差別解消法の施行等、障害のあるないに関わらず、私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

先月には、相模原市の事件を受けて、障害のある方の人権が大きな問題とされています。

また、今期につきましては、障害者総合支援法の改正内容を注視していく必要があると思われます。今期委員の皆さんの任期中には、障害福祉計画が平成30年3月に期間満了を迎えるため、次期計画の策定が当期委員の最大の業務であると考えております。重い責任を感じつつ、当協議会の設立趣旨である亀岡市の障害者施策の円滑な推進及び充実のため全力で努めてまいり所存でございますので、委員の皆様におかれましては、積極的な協議参加をお願い致しまして、就任に際してのご挨拶に代えさせていただきます。

皆様どうぞよろしくお願い致します。

●事務局

ありがとうございました。

続きまして、条例第4条第3項による、会長の職務代理者を定めたいと存じます。

なお、決定方法につきましては、会長の指名によることと条例に規定されております。

会長よろしく申し上げます。

●会長

それでは、職務代理者の指名をさせていただきます。

計画の進捗、障害福祉法制及び施策に詳しく、現在の計画策定時においても「座長」としてその能力を存分に発揮された峰島委員にお願いしたいと思っております。

6. 議事

●事務局

それでは、次第に沿って議事に入りたいと思っております。

会議の議事は、会長が執り行うこととなっておりますので、会長、議事の進行をお願いします。

●会長

それでは、議事を進行させていただきます。

まず議事（1）の第4期亀岡市障害福祉計画進捗状況について、事務局から説明願います。

●事務局

－ 資料5に基づき説明 －

●会長

ありがとうございます。今の説明事項について、ご意見・ご質問等はございますか。

●委員

障害別や制度別の利用状況はよくわかりますが、この頃、徐々にサービスの受給や手帳の取得に関しての年齢層が変わってきているように思います。今後は、年齢層別の状況についても教えていただければと思います。

●会長

ありがとうございます。年齢層の関係で言えば、資料4の手帳の交付状況では18歳未満の状況はわかりますが、サービスの利用状況等で開示できる情報は事務局でありますか。

●事務局

年齢別の利用状況の資料は、今回準備しておりません。年齢別に考えた時の問題点の一つとして、介護保険との兼ね合いがあります。65歳以上の方に対して、障害福祉のサービスと介護保険のサービスが重複する場合には、介護保険の適用を優先するというルールになっておりますが、近年、障害福祉のサービスを利用したいという希望が増えているのが実情です。そのため、今後は、地域包括支援センターと連携を行い、65歳以上の方々に対しては、介護保険のサービスを受けていただくよう調整していきたいと思っております。

●会長

ありがとうございます。

今説明がありましたように、65歳になられた方については、介護保険との兼ね合いで重要な課題を抱えています。今回の総合支援法の改正の中でも、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者に対して、介護保険の利用者負担を障害福祉の制度により軽減できるという趣旨で示されております。そのため、次期計画策定の際には、介護保険の動向にも注目しながら進めていかなければならないと思っています。

酒井委員、ご質問に対する事務局の回答はよろしかったでしょうか。

●委員

はい。また、今後への課題としていただければと思います。

●会長

また今後、年齢等の資料も事務局の方で検討していただけたらと思います。
他に質問はいかがですか。

●職務代理者

現計画を策定した時の経過からしますと、利用人数は増加してくださうという数値はでましたが、整備計画までできなかったというのが実態でした。しかし、お話をお伺いしますと、新たにサービスを提供するところが増えてきているということではっきりしているところです。そこで、少しお伺いしたいのは、前回の計画の時もそうだったのですが、必ずしも十分にサービスを提供する側の計画ができていないという状況下で、平成28年の3月に支援学校等を卒業した亀岡市民でどこも行き場のなかったという人はありましたか。入所は除きますが。

●事務局

本日は、亀岡市障害者相談支援ネットワーク会議から荒樋委員に出席いただいています。荒樋委員は、南丹圏域2市1町で南丹保健所を中心に組織されている「ほっとネット」という会議において、進路相談部長をされております。そのため、質問いただいた内容については詳しく説明いただけると思うのですが、いかがですか。

●委員

亀岡市だけの話でお答えしますと、在宅というケースはありませんでした。それぞれが、作業所や就労、訓練校等に進路が決定できています。以上です。

●会長

ありがとうございました。

当初、計画の根底に流れる考え方にも、在宅はつくらないということが言われてきました。そして、先ほども荒樋委員の方から在宅はないという報告もいただきました。峰島職務代理者、回答の内容はよろしいでしょうか。

●職務代理者

はい。ありがとうございます。

●会長

他に質問はよろしいでしょうか。

ないようであれば、議事（２）次期亀岡市障害福祉計画の策定について事務局から説明願います。

●事務局

－ 資料６及び第５期亀岡市障害福祉計画（仮）策定日程案に基づき説明 －

●委員

このような会議に出席しますといつも感じるのですが、事務局案を承認するだけの会議になってしまっていると思うのですが、来年の８月に素案が出るのではあまりに遅いのではないかと、ワーキング会議も１回だけというのはあり得ないですね。もっと前倒しでできるはずであり、国の意向は国の意向として、亀岡市として独自性出されてはいつも申し上げていますが、そういう意味では、コンサルタント等も入れずに、自分たちで考えて、現場を見ていただいて、職員の方に素案を作っていただきたいと思います。そのためには、もっと早くしないといけないと思いますし、もっと協議会もしても構わない訳ですから、あまりこだわらずにやっていただけたらと思います。ちょっとこのスケジュールは現実的に厳しいと思います。９月から始まって、アンケートやパブリックコメント取ってまとめて、２月にしっかりと数字が入っているものが出せるかどうかです。予め数字が入っているものを作り上げるなら別ですが、真剣に作るならこのスケジュールでは厳しいと思います。もう数か月前倒しするくらいでどうかと思います。

●会長

事務局から説明いただいた、策定に関するスケジュールについてですが、来年の協議会の開催が８月頃になるという計画でございます。国の動向が見えないということと、現行計画の直前までの分析、実績の調査を踏まえて事務局として協議会に諮るための素案を作成することを考えると、８月くらいになるのではないかと説明でしたが、今質問いただきましたように、それまでにもう１回協議会ができないかということですが、事務局いかがですか。

●職務代理者

申し訳ありません。今の内容に関連して、福祉計画は国が指針をいつ出すかなんですが、それに関する作業の方法はかなり規定されてきますので、市町村の障害福祉計画は、国の基本指針に則して定めるとというのが法律に書いてありまして、基本計画とは少し違います。ただ、前回もそうでしたが、基本指針における数値の計算方法が出てきたら、そこから数値を出すのは意外とそんなにかからないと思うので、その点については、国の指針を待つというのではなく、今までの数値の伸び等を勘案して案を考えながら作成してはどうかと思います。先ほど指摘があったように、私も９月から１２月に色々な意見を聞くというのは前回もそうでしたが、すごく慌ただしくなると思います。基本指針で数値の計算方法が出た時に、それはそれである程度議論しなければなりません。数値に対する関係団体へのアンケート等は数値が出ていなくてもできるのではないかと思いますので、協議会は８月頃で良いかと私は思うのですが、事務局の素案は、基本指針に沿った素案だけではなく、今までの実績を加味したものを提示しながら、来年の４月くらいから色々な意見を聞くというのは実施してもよいのではと思うのですが、いかがですか。

●事務局

今いただきましたご意見を踏まえまして、協議しまして、なるべく早めに行えるように努力していきたいと思っております。

●会長

ありがとうございます。今両委員からいただきました意見につきまして、事務局の方で検討いただくということで、決定内容につきまして、また報告いただければと思います。

国の指針が出て、市町村であまり触れる内容ではないものと思われませんが、市町村がそれまでに実績等を分析して市町村なりの考え方を持つ、その上で指針が出てきたとしても、市町村の考え方と指針の差をどう整理していくかということをもたここで議論していただけたらと思いますので、事務局はそのあたりのご配慮をよろしくお願いします。

●事務局

確認をさせていただきたいのですが、次回の協議会を仮で8月としていますが、そこではなくて、ワーキンググループ会議等の9月から12月実施分全てを4月から7月の間にした方が良いというご意見でしたか。

●職務代理者

全てではなく、4月から12月の間にしてはどうかということです。

●事務局

9月から12月の分をどの程度4月から12月へと持っていけるかわかりませんが、検討させていただきます。確認でした。

●会長

他に質問はよろしいでしょうか。

ないようであれば、議事（3）その他について、委員の皆様から何かございますか。

－ しばらく時間が経過 －

では、私の方から、各委員の方々に状況等をお聞かせいただければと思うのですが、冒頭ありましたが、相模原で起こりました事件に関しまして、7月26日に障害のある方の人権を無視するような大きな事件が起こった訳ですが、いち早く7月27日に全国手をつなぐ育成会連絡会会長である久保氏の名前で「障害のあるみなさんへ」というメッセージが出されました。この対応は、個人的にはすばらしいなと思っていますが、皆さんが所属する団体や個人の動きの中で、「私のところでは勉強会をした」とか「このように考えています」等、何か教えていただけるものがありましたらご意見いただければと思います。

障害児者を守る協議会さんの方では何かされましたでしょうか。

●委員

この事件が起こった後に、皆が一同に集まる機会がありませんでして、具体的なことは何もできてないんですが、各作業所等では保護者や関係者向けの説明があったのではないかと思います。

個人的な思いとしては、この事件を起こした人も何らかの障害があったのではないかと感じてしまいます。障害のある方に対して理解しようと思われる方が多い中、このような事件をする人は何かあったのではないかと感じてしまいます。すごく悲しい事件ですし、それぞれの親の中には色々と思っていらっしゃる方がおられることだと思っています。

また、これから社会の考え方が、障害者は弱者だという考え方になっていかないかという不安もあります。そのため、皆が皆尊重されて安心して生活できる社会が必要だと思っています。

●会長

他の委員の方でご意見いただける方いらっしゃいますか。

●事務局

亀岡市の方としましても、今回の事件は大変痛ましい事件であると考えております。各障害者施設につきましては、京都府の方から注意喚起がされておりますが、市としましても、このような施設の安全対策としまして十分な点検と配慮が必要だと認識しております。そのため、今後各施設への啓発に努めて参りたいと思っておりますので、各委員の皆様におかれましても安全対策等のご配慮賜りますようよろしくお願い致します。

●会長

ありがとうございます。この協議会におきましても、考え方の根底に障害のある方への人権というものを常に持ちながら進めていきたいと思ひますし、各委員の皆様にもご協力お願いしたいと思ひます。

今回の事件で私が一つ思い出したのは、平成14年に亀岡市で相談支援事業というものを初めて実施して間もない頃に、亀岡市の施設に障害のある方を殺すというような投書メモが投げ込まれた事件がありました。障害の施策を頑張れば頑張るほど、社会の情勢が不安な時は、障害のある人に攻撃の目が向いてしまうという時代背景もありましたので、改めて、時代がどうであろうと障害のある人もない人も人権を尊重して暮らしていけるまちをつくっていききたいと思ひます。そのために、また皆様もご協力をよろしくお願い致します。

●委員

話は変わるのですが、今回配布いただいた基本計画及び障害福祉計画の冊子、その概要版、障害者福祉のてびきというのは、いつ、どこで、誰のために配布されるものか教えていただけますか。

一般の方にはどのように配布されて、活用されているのですか。

また、内容について、もう少しわかりやすく、読みやすいものにしていただければと思ひます。

●事務局

まず、基本計画及び障害福祉計画の冊子とその概要版については、内容的には同じことが書かれています。冊子の方では読みにくい、ボリュームが多すぎるといふ時に、ダイジェスト的に概要版というものを準備させていただいております。そのため両方とも法定で定められたもののため、同じ目的で発行しております。誰のためという点では、事業者や各種団体や行政機関等という区切りではなく、市民全員に対する計画というものになっております。ただ、どうしても計画書という体裁をとる以上、法律に従うこともありますので、難しい表現になっている部分もあるかと思ひます。会議においてもわかりやすい表現でという一方、専門性のある分野があるため、全ての人にとって読みやすい内容にはなっていないかもしれませんが、次期計画時は概要版等でそのあたりの工夫ができればと思ひます。

配布先については、まず計画冊子の方については、各関連団体に配布していますし、市民の方で希望される方等にも配布しています。次に障害者福祉のてびきについては、各種制度が記載されているものとなっています。そのため、障害者手帳を交付されたことに対して各種制度を解説するものとして配布しています。また、障害者の方をサポートする団体等にも配布しています。

●会長

ありがとうございます。
法貴委員、回答の内容はよろしいでしょうか。

●委員

はい。ありがとうございます。

●会長

他にご意見等ございますか。
ないようでしたら、これをもちまして本日予定の議事につきましては全て終了致しました。
進行を事務局にお返しします。

7. 閉会

●事務局

長時間にわたりまして慎重なご審議ありがとうございました。
それでは、閉会にあたりまして、峰島職務代理者より閉会の挨拶を賜りたいと思います。

●職務代理者

本日は暑い中ご苦労様でした。

先ほどお話にありました、市民の方への冊子についてですが、予算がないことには出来ないことだと思いますので、予算の確保をぜひお願いします。それからもう一つ、次期の福祉計画を策定するに当たって、様々な団体の声を聴くというところで余裕をもってということで申し上げましたが、おそらく平成30年くらいに社会保障や社会福祉の制度がかなり動くだろうと思います。特に介護保険等の報酬単価が改定されることに関して、内閣府に提言をする「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」という機関ができました。子ども、障害、介護、年金などを含めて、まるごとという議論になるかと思いますので、そのような内容も含めて基本指針に沿った福祉計画を作らないといけないことになると思いますので、皆さんもよろしくお願いします。以上でございます。

●事務局

以上で、本日の亀岡市障害者施策推進協議会を閉会します。
ありがとうございました。